

春闘 五ヶ夕獲得が千数百

勝ち取ろう炭労要求

年に一度のこの好機

「新労もがんばれ」と職場

資本側の懸命な不況宣伝にうち勝って、春闘は着々大増賃上げを獲得。すでに二万円以上の回答をひき出した組合数、なんと千四百六十三組合。(二十九日現在、労働ニュース)

炭労は周知のように、一万二千円の賃上げ要求を出している。常死と紙一重の地下の職場で働く炭鉱労働者だから、もともと労働者として最高の労働条件であるべきなのに、長い間独占資本から最低の賃金、最悪の労働条件でおさえつけられてきた。今職場・家庭から叫び声があがっている——「一年にたった一度のこの好機だ、新労組にもがんばってほしい。せめてこの要求くらいは獲得しよう」と。

不合理な炭鉱賃金

「つどい」が春闘特集

炭鉱労働者と家族にとってもいよいよ切実さを加えた春闘が、着々とすすんでいる。

このとき宮浦指導部坑外分金新聞「つどい」はその四号(四月一日発行)で、春闘に関する特集を行ない、三池労組と新労組の別なく「炭労要求獲得のために団結してがんばろう」と訴えた。

「つどい」の特集の中から、心にふれるいくつかを拾って見よう。

「賃上げが始まる前から私の値上げ、ガソリンの値上げである。私たちの足のバスもタクシーも値上げするだろう。郵便料金も三割から四割強の値上げを告げている。それにひきかえ、炭労の賃上げ獲得額はいつも最低である。毎年毎年、他産業の労働者が四千万、六千万と差が開いてゆく。

地下産業で一番悪い条件の炭鉱労働者が最低とどうしたことか。若い人たちがヤマを去って行きます。春闘に想いをこめて金栗健司

遺族補償一千万円

大東化学労組が獲得

【KNA】大阪府東 労働災害、職業病の細かい区の大東化学労組(合化労 点を含めた正式の協定書は、連、二百五十八人は春闘のな たでできていないが、団体交渉 まで、労働災害遺族補償一千 のなかで会社側が確認したも の。同社は染料中間物のメー 社に指摘してきた。



つどい 賃金斗争特集

「つどい」が春闘特集を行なった。賃金斗争特集は、炭労の賃上げ獲得をテーマに、労働者の生活改善を訴えている。また、炭労の賃上げ獲得をテーマに、労働者の生活改善を訴えている。

春闘特集を行なった「つどい」

「つどい」は、炭労の賃上げ獲得をテーマに、労働者の生活改善を訴えている。また、炭労の賃上げ獲得をテーマに、労働者の生活改善を訴えている。

いよいよ中央行動

炭労春闘、10日全山スト

うちつづききびしい資本の合理 動員、東京で「春闘ならびに第四 次石炭政策の変更と第五石炭政 策の確立、住友三山(兼別、歌志 内、赤平)の再建と長期安定政策 日を迎えた。

炭労はまず各支部から組合員を の確立をめざし、連産産・石炭協

時の問題

現職大臣も改憲の 答弁

「日本国憲法は団体とか、歴史 とか伝統とかを無視したまったく の舶来品。しかも一夜つけのちゃ んご鍋料理とあっては、このさき どうしても新憲法の起草に着手す るのでなければ、戦後紀元の幕は あかぬこととなる」と(評論家・ 長谷川才次)——政府広報誌「フ ォート」(総理府企画編集、時事面 報社刊)のごとし一月二日付けが こんな論文をかかげて、国会で問 題になりました。憲法改正の動き は、いまや、第二ラウンド、とい われるほど活発な動きをみせ始め ています。

年末メドに改正要 綱案

憲法改憲推進のチャンピオン、 岸信介元首相は二月二十八日、東 京・尾崎記念館で講演し、一九七 一年の第二の課題に「自主憲法制 定」をあげ、日本民族にふさわ しい自主憲法、制定のため全力を あげる決意をのべました。また、 自民党の憲法調査会(稲葉修会 長)は二月二十二日の総会で、現 行憲法を全面的に再検討し、この 年末をメドに憲法改正要綱案を作 成する「方針」を決めました。同じ 日、自民党の衆参両院議員二百六 十四人で構成する自主憲法期成議 員同盟(岸信介会長)も会合をひら き、憲法調査会と連絡をとりな がら、憲法、改正への啓発運動 をすすめることを決めました。

憲法改悪へ動き活発 政府、徴兵制実施ねらう

あるべきかを検討する正式の機 関を設けること」を提唱しまし た。佐藤首相は、これに対し「超 党派的にさういふことで意見の 一致をみることは、これは望ましく ない」と思っている。与 党・政府一体の憲法改悪の、世論 誘導作戦、といえましよう。

手のこんだ法律技 術論

憲法改悪の策動は——憲法の平 和的、民主的条項を守ることに国 民のなかに深く根をおろした今日 では——決して、「九条改正」を 真っ正面からかかげた岸氏のように

なストリートな主張だけでなく、手のこんだものがあります。その一つが、岩動議員の参院予算委(三月三日)の問題提起、つまり「現行憲法の法律技術上の不備を是正せよ」という主張です。同氏によれば、現行憲法の議会民主主義、平和主義、基本的人権の尊重の原則は堅持されるべきだ。現行憲法は占領下で押しつけられたものだからいけない、という評価は感情にすぎない。明治憲法に復帰するとうような考えをもつべきではない——「良識的」。具体的にどうするといふのでしよう。

現行憲法は短時間でつくられたため、たとえば第八十九条で、私立学校への国の助成措置を禁止していることなど、法律技術的にも問題があるから再検討が必要といふのです。「不備是正」のためというので、憲法再検討の世論を高め、憲法の全面改定もっていこうとするものです。

自衛隊合憲判決の動きもまた、「九条改正によって国内に大騒ぎをひきおこすような形での憲法改正はやらぬ」と(自民党某首脳)と、憲法九条をそのままにしての改憲構想もあります。それは、九条には手をつけず、憲法前文に「国を守る義務」を明記することによって、自衛隊の合法化をはかり、徴兵制も可能にしようというものです。高辻内閣法制局長官は三月三日の参院予算委で、徴兵制は憲法改正によっても可能になるし、また現行憲法のもとで、法律制定によっても可能であることを認める重大な答弁をしました。

中曽根防衛庁長官がくり返し言明しているように、現在進行中の長沼裁判、小西裁判の二つの自衛隊違憲訴訟で、最高裁は自衛隊合憲判決を出させようとする動きも見逃せません。憲法問題は重要になってきました。【KNA】